

決められたところを通行をしないと 交通違反となります

【通行区分】

道路交通法第17条第1項

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

【左寄り通行等】

道路交通法第18条第1項

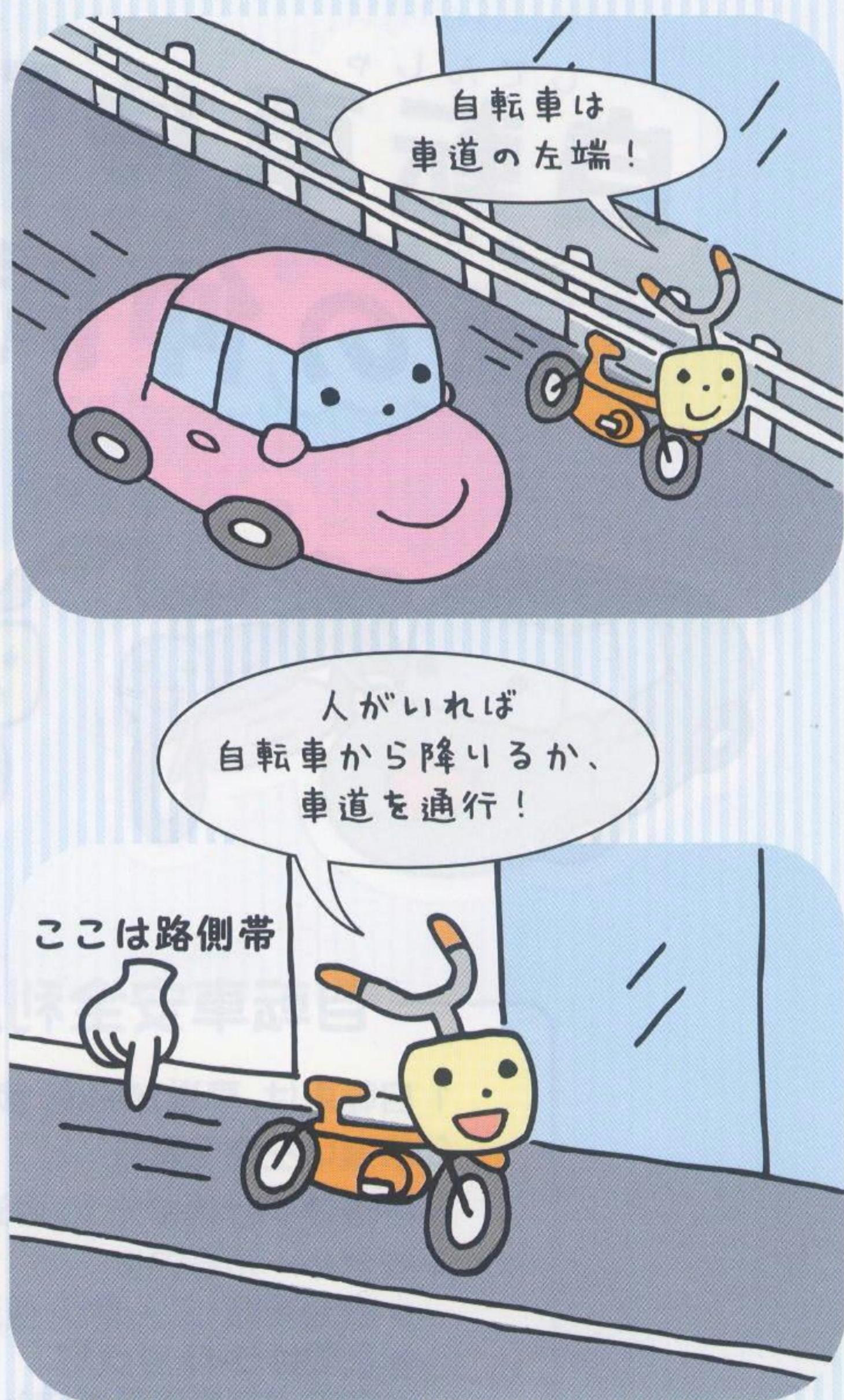
自転車は道路の左側端に寄つて道路を通行しなければならない。

【軽車両の路側帯通行】

道路交通法第17条の2

罰則：2万円以下の罰金又は料料

自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、路側帯を通行することができる。この場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。



←図のような歩行者用路側帯は自転車での通行ができません。自転車を押して歩くか、車道の路側帯寄りを通行しましょう。